

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟
医療費給付規程に関する事務手続要領

昭和 60 年 8 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この要領は、医療費給付規程（以下「規程」という。）に基づく事務手続きを定め、事務手続きの円滑化をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 正会員

会員規程第 2 条に定める正会員資格を有する者で、現職会員医療保険に加入している者をいう。

2 被扶養者

(1) 正扶養者

正会員の家族で、健康保険法による認定を受けて被保険者証を取得している者をいう。

(2) みなし被扶養者

規程第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める者で、この連盟の認定を受けて被扶養者として登録された者をいう。

3 医療給付任意継続会員（以下「医療任継会員」という。）

規程第 11 条に定める者をいう。

4 会員

第 1 号及び第 3 号に定める者をいう。

5 償還給付

保険医療機関に直接支払った金額を、その領収書又は所定様式「診療報酬領収証明書」をもって会員が所属分会を通じてこの連盟に請求して給付を受けることをいう。

6 会員一部負担額

規程第 14 条第 2 項に定める額をいう。

7 保険医療機関

健康保険法等の定めによる保険医療機関の指定を受けた病院・診療所・薬局及び各都道府県が健康保険適用施術の契約をしている柔道整復師院をいう。

8 高額療養費

健康保険法及び国民健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律等で定められた法定給付をいう。

② 介護保険との合算による年間高額医療費限度額は対象としない。

9 健康保険対象医療費

規程第 14 条に定める健康保険対象医療費とは、次の法律に基づく医療保険対象医療費をいう。

- (ア) 健康保険法
- (イ) 船員保険法
- (ウ) 国家公務員共済組合法
- (エ) 地方公務員等共済組合法
- (オ) 私立学校教職員共済法
- (カ) 国民健康保険法
- (キ) 高齢者の医療の確保に関する法律

10 公費負担額

規程第 14 条第 1 項に定める公費負担額とは、国又は地方公共団体が特定の対象者に対し医療費等を公費によって負担する額をいう。

11 公費助成額

規程第 14 条第 1 項に定める公費助成額とは、県又は市町村が健康保険対象医療費の自己負担額に対する助成額及び健康保険組合等の医療費附加給付相当額をいう。

- (ア) 乳幼児
- (イ) 妊産婦
- (ウ) 重度心身障害者
- (エ) 老人
- (オ) ひとり親家庭
- (カ) その他の医療費助成制度

(現職会員医療保険の加入手続き)

第3条 規程第4条に基づき現職会員医療保険に加入しようとするときは、次の所定様式による書類をこの連盟に提出しなければならない。

- 1 現職会員医療保険契約申込書
- 2 被扶養者申告書

(医療任継会員の資格取得及び保険料)

第4条 規程第11条に基づき医療任継会員の資格を取得しようとするときは、退職時から1か月以内に所定様式「任意継続会員資格取得申請書兼現職会員医療保険契約申込書」を提出しなければならない。

- ② 前項の資格取得の際に、退職時の翌月から満60才に達する日の属する月までの保険料を、所属分会を通じて、退職時から1か月以内に一括預入納付することができるものとする。
- ③ 前項の一括預入納付額は、医療任継会員期間中に正会員資格を取得した者については、正会員資格を取得した月から満60才に達する日の属する月までの預入納付額を返戻するものとする。

(会員台帳)

第5条 この連盟は、会員ごとに所定様式による会員台帳を備え、会員及び被扶養者の得喪、その他所要の事項を記載して管理しなければならない。

(異動報告)

第6条 事業主及び分会長は、所属する正会員及び被扶養者に次の事由による異動が生じたときは、所定様式による異動報告書をこの連盟に提出しなければならない。

- 1 正会員の退職・死亡・転入・転出
 - 2 被扶養者の資格得喪
 - 3 正会員が100日以上入院等療養に亘った日及び当該正会員が就業した日
 - 4 正会員が姓名を改めたとき
 - 5 事業主が認めた正会員の育児休業及び介護休業等
- ② 前項各号の報告書は、その事由が生じた月の翌月10日までに提出しなければならない。

- ③ 被扶養者名簿確認報告書の提出は、所定様式により毎年10月1日現在によるものとし、毎年、11月末日までに提出しなければならない。

(給付の請求)

第7条 会員は規程第13条に定める次の給付にかかる請求をする場合は、所定様式の請求書により所属分会の分会長を通じてこの連盟に提出しなければならない。

- 1 医療費給付金
- 2 療養給付金
- 3 結婚給付金
- 4 出産給付金
- 5 弔慰金
- 6 一部負担額助成
- 7 健康活動に必要な給付

- ② 前各号のうち、次の給付請求には事実を証する証明書を添付しなければならない。

- 1 医療費給付金

保険医療機関が発行した領収書で、受診者名・診療月・診療期間・保険診療報酬点数又は保険診療報酬金額が記載されたもの。これによらない場合は所定様式「診療報酬領収証明書」とする。

- 2 療養給付金

医師の診断書もしくはこれに準ずる入院期間の証明がなされるもの。

- ③ 一部負担額助成は、会員一部負担額が同一月内に15,000円を超えた額を会員の申請により助成する。
- ④ 健康活動に必要な給付は、別に定める健康管理特別給付助成要領及び健診給付要領に基づき給付する。
- ⑤ 第1項第1号から第7号の請求は、請求事由の発生した月の翌月20日までに請求書をこの連盟に提出しなければならない。ただし、請求事由の発生した月から3年目の20日までに請求されたものに限り、給付の対象とするものとする。

(給付の決定及び通知)

第 8 条 この連盟が、前条に定める給付の請求を受けたときは、請求書類を審査のうえ理事長が給付を決定する。

② 決定した給付の通知は、所定様式による給付決定通知書を当該会員が所属する事業主・分会長宛に通知する。ただし、医療任継会員に対する給付決定通知は、年 1 回以上当該会員へ通知するものとする。

③ 高額療養費該当会員への医療費給付金は、当該会員が全国健康保険協会等への高額療養費申請の有無にかかわらず、自己負担金から高額療養費相当額を控除するものとする。

④ 規程第 14 条の医療費給付金は、健康保険対象医療費から健康保険法等に定める法定給付額を差し引いた金額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとする。

(給付金の送金)

第 9 条 前条の給付決定による給付金は、原則として会員が指定した口座に振替送金する。ただし、特別の事情があるときは、当該事業主の口座に振替送金することができるものとする。

② 前項ただし書きによる場合は、事業主が給付金の入金を確認し、当該会員に速やかに支給するものとする。

(給付送金日)

第 10 条 前条に定める給付金の送金は、原則として毎月 26 日とする。ただし、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号による請求に基づく給付金については、請求のあった翌月 26 日とする。

② 前項の送金日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日とする。

③ 事業主又は会員に特別の事情があるときは、申し出によりこれを理事長が認めたときは、第 1 項の定めにかかわらず随時給付送金することができるものとする。

(保険料の納入)

第 11 条 規程第 6 条に定める保険料は、この連盟が毎月 15 日まで各事業主に所定様式により告知するものとし、事業主は告知当月に正会員の給料から控除して、事業主負担分とともに貯金口座振替依頼書に基づき納入しなければならない。

② 医療任継会員については、前項の規定にかかわらず、規程第 11 条第 3 項に定める保険料を毎月この連盟指定口座へ納入する若しくは本要領第 4 条第 2 項の規定により一括預入納入するものとする。

(保険料の免除)

第 12 条 規程第 10 条に規定する正会員個人負担分保険料の免除を受けようとする者は、休業終了後に所定様式「医療保険料免除申請書」を提出するものとする。

(標準給与表の提出)

第 13 条 規程第 8 条に定める標準給与表の提出は、所定様式により毎年 9 月 1 日現在によるものとし、毎年 9 月 10 日までに提出しなければならない。

(解約申込書の提出)

第 14 条 規程第 12 条の定めにより現職会員医療保険を解約する場合は、所定様式「現職会員医療保険解約申込書」を所属団体を通じてこの連盟に提出しなければならない。

(所定様式)

第 15 条 この要領に定める事務手続きに関する所定様式は別に設定する。

(疑義の解明)

第 16 条 この要領の定めにより疑義を生じた場合及び要領に定めていない事項については理事長が決定する。

(制定及び改廃)

第 17 条 この要領の制定及び改廃は、規程類管理規程第 6 条第 3 号の規定により理事長が、これを行うものとする。

附 則

この要領は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 7 月 14 日一部改正)

この要領は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 7 月 15 日一部改正)

この要領は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 7 月 13 日一部改正)

この要領は、平成元年 7 月 13 日施行し、第 2 条第 1 項第 7 号及び第 7 条第 2 項第 4 号は、平成元年 6 月診療分から遡及施行するものとする。

附 則（平成 2 年 7 月 17 日一部改正）

この要領は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号は平成 2 年 6 月診療分から遡及施行するものとする。

附 則（平成 6 年 7 月 20 日一部改正）

この要領は、平成 6 年 8 月 1 日に施行し、第 2 条第 1 項第 7 号の規定は、平成 5 年 5 月 1 日から遡及施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 19 日一部改正）

この要領は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 11 月 20 日一部改正）

- ① この要領は、平成 9 年 9 月 1 日に遡及施行する。
- ② 本要領第 2 条 4 及び 5 の規定は、平成 9 年 9 月 1 日以降の医療費から施行し、平成 9 年 8 月 31 日以前の医療費については、改正前の同条文を適用する。

附 則（平成 10 年 10 月 5 日一部改正）

この要領は、平成 10 年 8 月 1 日に遡及施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 14 日一部改正）

この要領は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 13 日一部改正）

この要領は、平成 13 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 29 日一部改正）

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日に遡及施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 17 日一部改正）

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日に施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 28 日一部改正）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 19 日一部改正）

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日に施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日一部改正）

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日に施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 11 日一部改正）

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日に施行し、第 4 条第 3 項については、施行日現在において該当する者から適用するものとする。

附 則（平成 25 年 11 月 18 日一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 13 日一部改正）

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から遡及施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 9 日一部改正）

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日一部改正）

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。